

第6回南魚沼市地域公共交通協議会（書面議決）結果

1. 通知発送日

令和6年12月16日

2. 協議方法

- ・ 会議の開催に代えて書面による議決を実施
- ・ 南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により議決内容を周知し、回答を依頼

3. 協議事項

- 1 地域公共交通計画の骨子案について
- 2 生活交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- 3 市民バス大崎コースの車両の小型化について

4. 協議結果

【回答状況】

委員数：26人（会長を除く）

回答数：22人

無回答：4人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立（協議会規約第9条第2項）

【回答結果】

●協議事項1 地域公共交通計画の骨子案について

「承認する」と回答した委員数：22人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項 2 生活交通確保維持改善事業に関する事業評価について

「承認する」と回答した委員数：22人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等

(承認する) 意見あり 1人

委員名	意見・理由等	意見・理由に対しての回答
桑原委員 (北越急行㈱)	資料 No. 4、様式第5－1別紙「1. 当該地域の公共交通の概況・問題点」の3段落目の「本市の公共交通機関は～」の中にほくほく線についても言及するべき。第5回地域公共交通協議会で配布されている資料 No. 1「計画の策定に係る現状の調査」の18ページとの整合性のため。	ほくほく線についての記載がなく大変申し訳ありませんでした。当該資料は地域公共交通計画の策定への支援を受けるため令和6年4月に提出している資料です。当該資料の修正はできませんが、次回地域公共交通計画を策定する際はご指摘のとおり記載させていただきます。

●協議事項 3 市民バス大崎コースの車両の小型化について

「承認する」と回答した委員数：22人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

南魚沼市地域公共交通計画（案）

〔 目 次 〕

1 地域公共交通を取り巻く現状	1
1-1 地域特性	1
1-2 地域公共交通の現状	18
2 南魚沼市の地域公共交通が抱える課題	31
2-1 公共交通を取り巻く現状・課題の整理	31
3 本計画における将来像・基本方針・基本目標	34
3-1 計画の体系について	34
3-2 計画の基本的な方針と目標	35
4 目標を達成するために行う事業と評価指標	37
5 計画の進捗管理	43

今回の配布資料

2 南魚沼市の地域公共交通が抱える課題

2-1 公共交通を取り巻く現状・課題の整理

本市の公共交通を取り巻く現状・問題点と、これを踏まえた計画策定にあたる課題について、以下のように整理します。

1. 地域現況から見る現状・問題点

- 総人口を見ると、緩やかながら経年的な減少傾向にあり、将来的に更なる人口減少の進行が予測されています。
- 年齢別の構成比では、約3分の1を60歳以上の高齢者が占めています。また、将来人口推計では、今後も経年的に高齢化は進むことが予測されています。加えて、世帯人員も減少傾向にあることから、高齢者世帯の増加も想定されます。
- 通勤・通学では市内移動のほか、魚沼市、湯沢町、十日町市のつながりが強いです。また、長岡市との流動も一定数みられます。
- 市内の人口・施設分布を見ると、概ね国道17号の沿線を中心に分布しているほか、山あいの集落にも一定の分布が見られます。
- 自動車保有状況では、世帯当たりの保有台数は1.7台程度ですが、経年的に減少しています。

2. 公共交通現況から見る現状・問題点

- 路線バス系統は、概ね片道30分～1時間程度の区間を運行しています。一方、市民バスは、一部の路線で所要時間が1時間以上を超える路線があります。
- 市民バスでは、大和地域、六日町地域では直近で利用者数が増加傾向にあり、特に三用コース、後山・辻又コースは、コロナ禍以前の水準を上回っています。
- 令和4年度の利用状況を見ると、利用者は鉄道駅やその周辺、あるいは医療施設への移動が、多くの路線で見受けられます。また、浦佐駅～魚沼基幹病院での利用が特に多く見られることから、JR上越線-市民バスでの乗り継ぎによる通院での利用も考えられます。
- 後山・辻又コース、大崎コース、五十沢・大月コースは、1kmあたりの運行補助額が他路線と比べて高い傾向にあります。

3. 南魚沼市のまちづくりから見る現状・問題点

- 第2次総合計画などでは、南魚沼市民における市民バスの利用促進が掲げられており、実現に向けた利便性向上と、利用しやすい運行体制への改善が求められています。併せて、後期基本計画及び実施計画では、社会情勢を踏まえた公共交通体系の確保が求められています。
- 都市計画マスタープランでは、都市拠点・地域拠点と集落拠点・集落地を結ぶ交通手段として、また学生・高齢者といった車を運転しない市民の交通手段として、市民バスの利便性向上が求められています。併せて、鉄道駅では、公共交通拠点として、鉄道・新幹線利用者に対する路線バス・市民バスとの連携が求められています。
- 第9期南魚沼市高齢者福祉計画 介護保険事業計画では、デマンド型交通、地域主体の移動サービスなど、地域に合わせた様々な手法での、高齢者の移動手段確保が求められています。また南魚沼市環境基本計画では、自動車の排気ガス排出抑制の観点から、自家用車利用から公共個通う利用への転換促進が求められています。
- 第2期魚沼地域定住自立圏共生ビジョンでは、圏域内における生活交通確保のため、市町間での連携による交通ネットワーク維持が求められています。

4. 全国的な社会傾向や、新たな技術革新を踏まえた現状・問題点

- デジタル技術を活用し、公共交通の利便性向上や運行効率化を図る取組み（交通系 IC カードを含むキャッシュレス決済、MaaS、AI オンデマンド交通、自動運転など）の開発・導入が進みつつあります。
- 求職者数の減少や法改正に伴う就労時間の規制などにより、**バス・タクシーをはじめとする交通事業者の乗務員不足が深刻化しており、既存路線の減便・廃止や、新しい交通の担い手確保が困難なケースが増加しています。**
- 物価や燃料資源の高騰により、公共交通事業に係る経費は年々増加しており、交通事業者及び運行支援を行う自治体の負担は増加しつつあります。

①課題1:地域間をつなぐ公共交通ネットワークの検討・維持

南魚沼市民の生活移動では、商業施設、医療施設などが幹線道路沿いに密集していることから、多くの区域で地域間での移動が必要となります。また、今後高齢化の進行により、これまで自家用車を利用していた市民の免許返納による移動手段の確保が重要となり、生活移動における公共交通サービスの重要性が高まることが想定されます。

これを見据えて、日常生活の様々な場面の外出に対応すべく、公共交通サービスにおける利用機会の増加と、市内回遊性の向上を図るとともに、人口減少、乗務員不足といった背景を踏まえて、地域公共交通の維持確保が必要となります。

②課題2:移動需要に合わせた効果的な公共交通体系の模索

南魚沼市のまちづくりの特徴として、各地域の地域づくり協議会による市民協働なまちづくりが図られている点が挙げられます。新たな公共交通ネットワークの検討にあたって、地域づくり協議会と連携を図ることにより、より地域ごとの需要に沿った交通体系の検討が可能です。

これを踏まえて、短距離でのドアツードア輸送、一定以上の輸送力を持つ中距離輸送などの二ーズに対して、市民協働による協議で調整する交通や、既存の交通事業者による交通などを連携させて、地域資源を最大限に活用したネットワーク構築についても検討が期待できます。

③課題3:広域移動を担う公共交通サービスと、交通結節点へのアクセス手段の維持確保

本市に係る学生の通学動向について、魚沼市、十日町市、長岡市と、市外との流入出が多く、特に鉄道での通学が多く見受けられます。また、魚沼基幹病院への移動では、浦佐駅を介して鉄道を利用する市民も見受けられるなど、市内外の移動で、広域交通の活用が見られています。

これを踏まえて、鉄道や路線バスといった市外へのアクセスを担う広域交通サービスについて、運行事業者と定期的に協議を行い、通勤・通学時間帯を中心とした運行体制の維持確保や、将来的な充実について継続的に要望する必要があります。この際には、魚沼地域定住自立圏での連携についても、活用を模索することが必要です。

また、これらの交通との結節点となる鉄道駅などでは、地域間交通との接続を十分に図り、広域交通と一体となる利用を見据えた運行が求められます。

④課題4:市民にとって身近な公共交通サービスの確立

既存交通及び再編後の公共交通ネットワークの維持確保にあたっては、一定以上の利用者の確保が必要となります。中でも、地域公共交通に至っては、南魚沼市民の生活移動に公共交通利用を組み込んでいくことが重要になります。

市内の公共交通サービスを利用する機会がない市民にとっては、公共交通の利用は既存利用者よりも利用に対するハードルが高く、必要な時に活用されないケースが想定されることから、利用の有無に関わらず、必要な時に気軽に利用できるように運行体系の構築や、日常的なサービスの周知拡大などを通じた、市民にとって身近と言える公共交通サービスの確立が求められます。

⑤課題5:課題解決に向けた最新技術の活用検討

昨今では全国的に、公共交通を取り巻く課題を解決すべく、様々な技術革新が研究されており、中にはMaaS 施策や AI 技術、自動運転技術の導入など、実地での検証や実用化が進められているものもあります。

本市の公共交通においても、乗務員不足など既存の運行形態では充分に対応が困難な問題の解消や、さらなる利便性向上の検討にあたり、このような取り組みが重要となることが想定されることから、将来的な導入に向けて、様々な対応策を検討する必要があります。

3 本計画における将来像・基本方針・基本目標

3-1 計画の体系について

本市の公共交通を取り巻く現状・問題点

公共交通を取り巻く現況

- ・市民バスの運行形態見直しの必要性
- ・デジタル技術の活用に向けた取り組み

まちづくりにおける方針

- ・市民バスの利便性向上、体制改善
- ・拠点間連携、高齢者移動手段の確保

公共交通に対する市民の意向

- ・バス利用の手段と目的地
- ・自家用車による移動

交通事業者の現状・今後の方針

- ・乗務員不足の深刻化と既存路線の維持
- ・公共交通事業にかかる経費の増加

本市の公共交通における課題点

- ①地域間をつなぐ公共交通ネットワークの検討・維持
- ②移動需要に合わせた効果的な公共交通体系の模索
- ③広域移動を担う公共交通サービスと交通結節点へのアクセス手段の維持確保
- ④市民にとって身近な公共交通サービスの確立
- ⑤課題解決に向けた最新技術の活用検討

南魚沼市地域公共交通計画

目標像

まちと地域と人をつなぐ みんなで育む交通ネットワーク

再編

基本方針1

地域やまちづくりと連携した交通体系の再編

■基本目標

- まちづくりの方針を踏まえ地域ごとの特性や需要に応じた交通ネットワークの再編
- 地域コミュニティと連携した交通体系再編

施策① ネットワーク再編方針の決定

施策② 新しい交通ネットワークの構築

維持

基本方針2

既存の地域公共交通の維持

■基本目標

- 運行事業者と市が一体となった路線維持
- 運転手不足の解消

施策③ 既存バス路線の維持

施策④ 事業者送迎サービス等の連携検討

向上

基本方針3

持続可能性の向上に向けた環境整備

■基本目標

- 市民を対象とした利用促進策の実施
- 利用しやすい環境の整備

施策⑤ バス交通の利用促進策の実施

施策⑥ バス交通に係る情報発信媒体の強化

3-2 計画の基本的な方針と目標

3-2-1 目標像・基本方針

計画を通じて実現する、本市の公共交通の将来像を示す目標像と、本計画が目指す方向性を明確にするための基本方針について、本計画では以下の通りとします。

■目標像

まちと地域と人をつなぐ みんなで育む交通ネットワーク

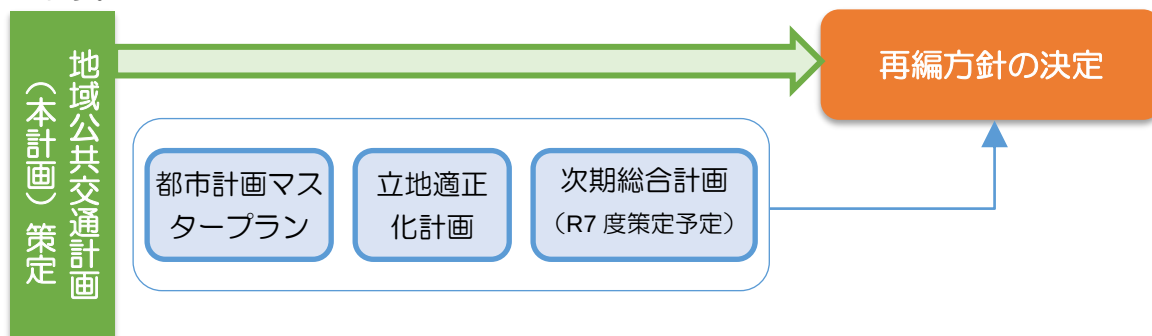
■基本方針

基本方針1 地域やまちづくりと連携した交通体系の再編

将来的な人口減少や少子高齢化の加速に対応すべく、既存交通の見直し、新規交通の検討による新たな交通ネットワークへの再編が求められています。加えて、令和7年度の策定に向けた次期総合計画の検討が進むなど、本計画の期間内でまちづくりの方向性が大きく転換する可能性があります。

こういった状況に対応すべく、都市計画マスタープラン、立地適正化計画や次期総合計画も踏まえ、地域ごとの公共交通ネットワーク再編の方向性を位置付けた再編方針を決定します。

この再編方針のなかで、域ごとの特性や需要を踏まえて様々な交通ネットワークの構築を検討するとともに、地域づくり協議会のような地域コミュニティと連携した交通体系を模索します。



<基本目標>

○まちづくりの方針を踏まえ地域ごとの特性や需要に応じた交通ネットワークの再編

指標：交通ネットワークの再編に向けた協議の実施回数

○地地域コミュニティと連携した交通体系再編

指標：地域コミュニティと連携した交通体系を構築するための協議の実施回数

基本方針2 既存の地域公共交通の維持

燃料費や物価の高騰、交通事業者における乗務員不足といった社会情勢に対応し、持続可能な公共交通体系の形成を図る必要があります。

基本方針1による再編を実施するまでの間、あるいは再編の対象とならなかった路線については、路線の維持確保に向けて市の支援制度の見直しや、市民バスへの転換など、運行事業者と市が一体なって路線の維持・確保を図ります。また、既存路線や再編後の公共交通サービスの維持のため運転手確保に向けた支援制度を創設します。

あわせて、既存の公共交通以外の送迎サービスやスクールバス等の活用を検討します。

<基本目標>

○運行事業者と市が一体となった路線維持

指標：既存路線の維持・確保を図るための協議の実施回数

○運転手不足の解消

指標：運転手確保に向けた支援件数

基本方針3 持続可能性の向上に向けた環境整備

地域公共交通の持続可能性の向上にあたっては、地域住民が日常的にサービスを利用する土壌づくりが重要になります。こういった環境の醸成に向けて、バスの乗り方教室や、広報資料等を通じた情報発信の強化、自家用車移動からの利用転換促進といった取組みによる、モビリティマネジメントを実施します。

また、こういった取組みによって地域公共交通の利用者となった市民において、さらなる利用につなげるべく、運行情報、乗継情報など利用時に活用できる情報発信の強化など、積極的な利便性向上策を図ります。



<基本目標>

○市民を対象とした利用促進策の実施

指標：市民を対象にした公共交通イベント（モビリティマネジメントを含む）の実施回数

○利用しやすい環境の整備

指標：市内交通における運行情報のオープンデータ化済み路線数

4 目標を達成するために行う事業と評価指標

【施策1】ネットワーク再編方針の決定					新 規	
施策内容	公共交通ネットワークの再編においては、事業者間の調整や、新規交通の運行のための協議・調整など、長期的な取組みとなることから、実現に向けて、実施に向けた方向性や内容について予め明確にし、広く共有することが重要となります。 そのため、再編実施に先立ち、その方向性と再編の内容（対象地域、導入する交通サービスなど）について明確にした、再編方針を決定し、その案に沿った再編を実施していきます。					
	※画像調整中 ▲*****					
実施主体	市					
実施行程・スケジュール		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	実施行程	再編方針の決定		案に沿った再編施策の実施		評価・検証
				状況に応じて再編案の見直しを検討		
	協議会での協議事項	○再編方針の検討・決定（R8 年度まで） ○再編案の実施状況について（R8 年度以降）				

【施策2】新しい交通ネットワークの構築					継 続	
施策内容	本市の地域間交通を担っている路線バス・市民バス路線は、停留所から離れたエリアの住民の移動手段を補完する交通がない状況にあります。また、昨今の乗務員不足等、供給側の事情により、増車を伴う一定以上の距離を運行する路線の増便・時間調整等が難しく、ダイヤの弾力性がない状況にあります。 これに対応すべく、地域づくり協議会のような地域コミュニティと連携した新たな交通体系の構築を模索します。 この他、市内の全体的な地域公共交通地域内交通の運行形態について、既存の定時定路線型での運行にこだわらず、昨今全国的に展開されているあらゆる交通モードから、対象地域に適したものの導入を検討します。					
	※画像調整中					
	▲*****					
実施主体	市、交通事業者					
実施行程・スケジュール		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	実施行程	再編方針の決定	運行計画の作成 運行事業者選定	実証運行の実施 本格運行に向けた検討	本格運行への移行	評価・検証
	協議会での協議事項	○ネットワーク再編案の検討（R8 年度まで） ○地域内交通の導入地域について（R8 年度まで） ○地域内交通の運行計画について（R8 年度以降） ○地域内交通の運行（実証運行）の運行・利用状況について（R9～R10 年度） ○地域内交通の本格運行の意向に向けた調整について（R10 年度）				

【施策3】既存バス路線の維持					継 続	
施策内容	現在、市内で運行されている民間路線バスは、鉄道と併せて近隣市町への広域移動を担う路線と、市街地から郊外を結ぶ地域間路線が混在しており、いずれも市民の生活移動手段として重要度が高いことから、運行状況について継続的に検証するとともに、既存路線の維持確保に向けて市の支援制度の見直しや、市民バスへの転換など、運行事業者と市が一体となって、路線の維持・確保を図ります。 あわせて、運転手不足への対応のための市の支援制度の創設を検討します。 ※画像調整中 ▲現在のバス路線ネットワーク					
	実施主体 市、交通事業者					
実施行程・スケジュール		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	実施行程	既存路線の検証、維持確保のための取組み実施				評価・検証
		運転手不足対応の援制度創設	取組み実施			
	協議会での協議事項	○各路線・系統の利用状況の検証（年1回） ○既存路線の維持確保に向けた取組みの実施 ○運転手不足に対応するための支援制度の創設				

【施策 4】事業者送迎サービス等の連携検討					新 規	
施策内容	他の自治体の事例によると、既存交通事業者以外の運行事業者として、民間施設や医療施設の送迎サービス、スクールバスの一般混乗や空き時間での運用などが検討・実施されています。					
	本市においても、地域公共交通の維持確保を図るとともに、施策 1 及び 2 による再編の目途が立った後のネットワーク構想に係る運行を行う多様な輸送サービスについて、関係機関と調整をとりながら活用が可能かどうか研究をしていきます。					
	※画像調整中 ▲*****					
実施主体	市、輸送サービス運行事業者					
実施行程・スケジュール		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	実施行程			導入に向けた検討	路線再編案の検討	評価・検証
	協議会での協議事項	○各路線・系統の利用状況の検証（年 1 回） ○路線再編の検討				

【施策 5】バス交通の利用促進策の実施					継 続	
施策内容	地域公共交通ネットワークの持続可能性を高めるために重要な要素として、地域住民の日常的な利用の有無が重要になることから、これを誘発すべく、バス交通に関する利用促進策を実施します。 具体的には、市民バス・路線バスガイドブックをはじめとする運行情報資料の各戸配布や、バスの乗り方教室や地域イベントへの出展といった、周知 PR に係るイベントの企画・参画を行うとともに、行動変容を促すモビリティマネジメントの実施についても検討します。					
	※画像調整中 ▲*****					
実施主体	市、交通事業者					
実施行程・スケジュール		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	実施行程	新規配布資料の作成検討				評価・検証
		ガイドブック等の配布、イベントの開催・参画				
	協議会での協議事項	○実施実績確認（年 1 回）				

【施策6】バス交通に係る情報発信媒体の強化					継 続	
施策内容	現在、路線バス、市民バスいずれも、運行区間、運行時刻に係るオープンデータ化を実現しており、インターネット上の検索エンジンでの乗り換え検索等で同バスを交えた経路が表示されるなど、市内外からの利用に広く対応していると言えます。 今後はこれをさらに発展させて、GPS を併用した位置情報や、乗務員によるデジタルアプリでの乗降カウントによる混雑情報といった、リアルタイムでの動的データ提供を検討していくことで、バスロケーションシステムの導入や、交通結節点等での案内表示の充実、利用状況のデータ化による分析の簡略化などが期待できます。 導入にあたっては、まず実証運行を行う新規交通へ導入し、利用状況分析への活用を軸に実用性について検証、その後既存交通への展開を図ります。					
	※画像調整中					
	▲*****					
実施主体	市、交通事業者					
実施行程・スケジュール		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
	実施行程	新規交通における新規システム導入の検討	新規交通での導入 既存交通での導入検討	既存交通での導入（段階的に実施）		評価・検証
	協議会での協議事項	○新規交通への導入検討（R7 年度） ○既存交通への導入検討（R8 年度以降）				

5 計画の進捗管理

5-1-1 推進・管理体制

南魚沼市地域公共交通協議会において、毎年度、取組の実施状況を確認し、効果を検証した上で、改善案等について協議を行います。

また、計画期間における社会情勢の変化を踏まえ、見直しが必要な場合は、上位・関連計画との整合を図りつつ、計画の改訂を行っていきます。

推進・管理体制	構成員	役 割
南魚沼市 地域公共交通 協議会	市民、交通事業者、 警察、国・県の公共 交通担当者等	取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について協議し、計画の進捗管理を行う。また、必要に応じて、計画の改訂に係る協議を行う。

5-1-2 進捗体制

目標に応じた評価指標の達成状況や取組の進捗状況を確認し、PDCAサイクル【計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）】による計画の進捗管理を行います。

		【D】計画内の各施策の取組み状況や、各目標・指標の達成状況について 年度ごとに確認し、必要に応じて翌年度の取組みを修正します。				【C】【A】次期計画 策定に向けた検討 (計画の評価・見直し)	
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
計画 の 進 捗 管 理	取組みの実施計画の 検討 (Plan)						
	実証実施 (Do)						
	実証評価 (Check)						
	計画・事業見直し・ 改善 (Action)						
●：確保維持改善事業 南魚沼市 地域公共交通協議会 ※丸番号は開催回数 ※これ以外にも必要に 応じて開催		① Ⅱ 計画認定申請	② Ⅱ 次年度事業検討 ③ Ⅱ 事業の自己評価	① Ⅱ 計画認定申請	② Ⅱ 次年度事業検討 ③ Ⅱ 事業の自己評価	① Ⅱ 計画認定申請	② Ⅱ 次年度事業検討 ③ Ⅱ 事業の自己評価

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

資料No.2

令和 年 月 日

協議会名: 南魚沼市地域公共交通協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
南越後観光バス株式会社	・城内コース(南魚沼市役所～ 野際・若宮様～福祉センターしら ゆり)	・交通結節点である六日町駅 の除雪を随時実施した。 ・8月を市民バス利用促進月間 とし、市民バス運賃を無料とす ることで、認知度向上・新規集 客を図った。 ・地元要望により、「美佐島」地 内を通る経路変更を実施した。	A 計画通り適正に実施され た。	A 利用者数目標値比:117.7% 目標 5,980人 実績 7,039人 ・コロナ禍での乗客数減少 から大きく回復してきた。 ・福祉施設の利用が大きく 増加した。	・引き続き、市と運行事業者 で、利用者の利便性を高める ための方策を検討する。 ・市民バスの主な利用者であ る、高齢者を対象としたバスの 乗り方教室を開催し、公共交 通の周知を図る。 ・利用促進月間を実施し、公共 交通の周知及び新規利用者の 獲得を図る。
南越後観光バス株式会社	・五十沢・大月コース(清水瀬 ～中川新田～福祉センターしら ゆり)	・交通結節点である六日町駅 の除雪を随時実施した。 ・8月を市民バス利用促進月間 とし、市民バス運賃を無料とす ることで、認知度向上・新規集 客を図った。	A 計画通り適正に実施され た。	A 利用者数目標値比:120.3% 目標 2,780人 実績 3,343人 ・コロナ禍の乗客数減少か ら大きく回復してきた。 ・全体的な乗降数の伸びが 見られるが、特に六日町駅 での乗降数が増加し、買い 物目的の利用が増加したと 考えられる。	・引き続き、市と運行事業者 で、利用者の利便性を高める ための方策を検討する。 ・市民バスの主な利用者であ る、高齢者を対象としたバスの 乗り方教室を開催し、公共交 通の周知を図る。 ・利用促進月間を実施し、公共 交通の周知及び新規利用者の 獲得を図る。
銀嶺タクシー株式会社	・大巻・泉コース(泉新田・保育 園バス停～庄之又～銀嶺タク シー前)	・交通結節点である六日町駅 の除雪を随時実施した。 ・8月を市民バス利用促進月間 とし、市民バス運賃を無料とす ることで、認知度向上・新規集 客を図った。	A 計画通り適正に実施され た。	A 利用者数目標値比:109.4% 目標 1,240人 実績 1,356人 ・コロナ禍の乗客数減少か ら緩やかに回復してきた。 ・特に南魚沼市民病院での 乗降数が増加し、通院目的 の利用が増加したと考えら れる。	・引き続き、市と運行事業者 で、利用者の利便性を高める ための方策を検討する。 ・市民バスの主な利用者であ る、高齢者を対象としたバスの 乗り方教室を開催し、公共交 通の周知を図る。 ・利用促進月間を実施し、公共 交通の周知及び新規利用者の 獲得を図る。

銀嶺タクシー株式会社	・上田・泉田コース(小松沢十字路～西泉田公民館～福祉センターしらゆり)	・交通結節点である六日町駅の除雪を随時実施した。 ・8月を市民バス利用促進月間とし、市民バス運賃を無料とすることで、認知度向上・新規集客を図った。	A	計画通り適正に実施された。	B 利用者数目標値比:83.5% 目標 2,010人 実績 1,679人 ・コロナ禍での乗客数減少からの回復が鈍化しており、塩沢地域全体で乗客数が落ち込んでいる。 ・帰りの便である2.4便は増加しているものの、行きである1.3便の乗降数が減少している。 ・病院利用者は増加しているが、六日町駅利用者が大幅に減少した。	・引き続き、市と運行事業者で、利用者の利便性を高めるための方策を検討する。 ・市民バスの主な利用者である、高齢者を対象としたバスの乗り方教室を開催し、公共交通の周知を図る。 ・利用促進月間を実施し、公共交通の周知及び新規利用者の獲得を図る。
魚沼中央トランスポート株式会社	・石打・竹俣コース(五十嵐～塩沢庁舎～南魚沼市役所)	・交通結節点である六日町駅の除雪を随時実施した。 ・市民バスの主な利用者である、高齢者を対象としたバスの乗り方教室を開催し、公共交通の周知を図った。 ・8月を市民バス利用促進月間とし、市民バス運賃を無料とすることで、認知度向上・新規集客を図った。	A	計画通り適正に実施された。	B 利用者数目標値比:99.4% 目標 2,270人 実績 2,256人 ・コロナ禍での乗客数減少からの回復が鈍化しており、塩沢地域全体で乗客数が落ち込んでいる。 ・午前の便である1.2便は増加しているが、午後の3.4便が減少している。 ・塩沢市街地での乗降数が特に減少しており、六日町市街地に乗客が流れていると考えられる。	・引き続き、市と運行事業者で、利用者の利便性を高めるための方策を検討する。 ・市民バスの主な利用者である、高齢者を対象としたバスの乗り方教室を開催し、公共交通の周知を図る。 ・利用促進月間を実施し、公共交通の周知及び新規利用者の獲得を図る。
魚沼中央トランスポート株式会社	・中之島・吉里コース(柄沢～塩沢庁舎～南魚沼市役所)	・交通結節点である六日町駅の除雪を随時実施した。 ・8月を市民バス利用促進月間とし、市民バス運賃を無料とすることで、認知度向上・新規集客を図った。 ・地元要望により、停留所位置の変更を実施し、利便性の向上を図った。	A	計画通り適正に実施された。	B 利用者数目標値比:90.6% 目標 3,280人 実績 2,972人 ・コロナ禍での乗客数減少からの回復が鈍化しており、塩沢地域全体で乗客数が落ち込んでいる。 ・顕著な増減は見られず、全体的に乗降数が減少している。 ・南魚沼市民病院の利用は減少せず、維持できている。	・引き続き、市と運行事業者で、利用者の利便性を高めるための方策を検討する。 ・市民バスの主な利用者である、高齢者を対象としたバスの乗り方教室を開催し、公共交通の周知を図る。 ・利用促進月間を実施し、公共交通の周知及び新規利用者の獲得を図る。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名：	南魚沼地域公共交通協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	南魚沼市は、新潟県南部の魚沼盆地に位置する中山間地域で、日本有数の豪雪地帯であり、面積は584.55Km²である。市の人口は平成7年をピークに減少傾向にあり、R6年3月末時点で52,926人となっている。 市内の幹線を運行する路線バスは、通学、通勤等に利用され、重要な移動手段となっており、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしている。また、市民バスは、市内の公共交通空白地域の解消及び公共機関・福祉施設や医療機関への移動を目的に運行している。運行事業者は、国県の補助金、市の補助金を受け懸命な努力により路線を維持しているが、自家用車の普及、ますます進む人口減少により、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加している。また、運転手不足による相次ぐ減便等の措置が取られるなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきている。 しかしながら、世帯人員減少及び、更なる高齢化進展により、自家用車を運転できない高齢者の増加が予想され、公共交通の重要性は更に増していくものと考えられ、その維持・改善は必要不可欠である。 持続可能で、市民との協働体制による生活交通確保や市民ニーズに合った最適な公共交通体系の構築を目指し、誰もが利用できる生活交通手段を存続させることが必須であり、その中で、フィーダー系統の市民バスは、高齢者や障がいを持った方、学生など、交通手段を持たない方のために、鉄道や地域間幹線系統の路線バスとのアクセスを改善し、誰もが目的地に移動できるようにすることが大きな目標である。

令和5年6月23日
（名称）南魚沼市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
南魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画（R6年～R8年）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
平成16年に六日町と大和町が合併して誕生し、平成17年には塩沢町を編入合併した南魚沼市は、中山間地域に位置し、豪雪地帯でもある。 市内の路線バスは、11路線が運行しており、通勤、通学等に利用され、重要な移動手段であるとともに、公共交通機関の一つとして、環境負荷の軽減や交通渋滞の緩和などの役割も果たしている。バス事業者は、国県の補助金、市の補助金を受け懸命な経営努力により路線を維持しているが、自家用車の普及、ますます進む人口減少、新型コロナウイルスの影響などにより、バスの利用者は年々減少し、市の財政負担は年々増加するなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきている。 タクシー事業者は、福祉タクシーの導入など、鉄道、バスではできないサービスを担い市民に利用されている。 市民バスは、市内の公共交通空白地域の解消及び医療機関や福祉・公共施設への移動を目的に13路線で運行している。また、市内では、スクールバス、保育園バスも運行している。 市の人口は、平成7年をピークに減少傾向にあり、世帯人員減少及び高齢化進展により、今後、自家用車を運転できない独居高齢者の増加が予想される。 また、魚沼地域の医療再編により、平成27年6月に魚沼基幹病院、平成27年11月には南魚沼市民病院が開院した。この市内医療機関の再編に合わせて、市民バスは、旧町地域ごとに異なる運行体制を統一するとともにサービスの公平性のため有料化を行った。さらに、鉄道、路線バスとのアクセスなどの課題を解決し利用者を増やすことが大きな目標である。その目標を整理し、対応策をまとめた南魚沼市地域公共交通網形成計画を令和2年3月に策定した。 地域公共交通確保維持事業により、持続可能で、市民との協働体制による生活交通の確保や、市民ニーズに合った最適な公共交通体系の構築を目指すものである。だれもが利用できる生活交通手段を存続させることは、市にとって必須となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
市民バス利用者数の目標添付（P7）
（2）事業の効果
市民バスの運行を実施することにより、路線バスは通勤・通学を中心とした日常の移動手段として、市民バスは路線バス等でカバーできない地域の移動ニーズに対応するとともに、通院・買い物を目的とした生活の移動手段としてそれぞれが連携し役割分担ができるようになる。公共交通としての位置づけが明確になり、効率的な運行体系が実現でき、サービスの向上や市民の外出促進につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・地区老人会などで、バスの乗り方教室を開催する。(南魚沼市、事業者) ・市民バスと幹線交通との乗降場所を統一する。(南魚沼市、事業者) ・市民バスの運行経路に観光拠点を取り込む。(南魚沼市、事業者) ・市民バスと幹線交通との乗り継ぎダイヤを設定する。(南魚沼市、事業者) (南魚沼市地域公共交通網形成計画 P59、61、62 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
南魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
南越後観光バス（株） 銀嶺タクシー（株） （株）魚沼中央トランスポート
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
平成 24 年 10 月 11 日・調査事業業務計画について合意 ・アンケート調査について協議 ・実証調査について協議 平成 25 年 1 月 28 日・アンケート調査結果について合意 ・実証調査結果について合意 ・「生活交通ネットワーク計画」について協議 平成 25 年 3 月 5 日・パブリックコメントの結果について合意 ・「生活交通ネットワーク計画」について合意 平成 25 年 5 月 24 日・地域公共交通維持改善事業・事業評価について合意 ・南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について合意 平成 25 年 12 月 25 日・地域公共交通総合連携計画について協議 ・運行計画について協議 平成 26 年 4 月 14 日・「南魚沼市地域公共交通総合連携計画」について合意 ・「生活交通改善事業計画」について合意 平成 26 年 11 月 6 日・平成 27 年度市民バス運行計画について合意 ・市民バスの有料化について合意 平成 27 年 5 月 18 日・「生活交通確保維持改善計画」について合意 平成 27 年 7 月 31 日・利用者アンケートについて報告 ・市民バスへの要望や課題について協議 平成 27 年 8 月 25 日・市民バス事業計画変更認可申請について合意 平成 28 年 1 月 19 日・地域公共交通バリア解消促進等事業の事業評価について合意 ・市民バスの見直しについて協議 平成 28 年 5 月 23 日・「生活交通改善事業計画」について合意 ・「生活交通確保維持改善計画」について合意 ・10 月からの見直し（新規路線申請）について合意 ・アンケートの結果について報告 平成 28 年 10 月 31 日・アンケートの結果について報告 ・市民バスの運行見直しについて協議 平成 28 年 12 月 22 日・市民バス事業計画変更認可申請について合意 ・地域公共交通維持改善事業・事業評価について合意 平成 29 年 2 月 1 日・市民バスのバス停の新設について合意 平成 29 年 3 月 3 日・市民バスの路線の廃止について合意 平成 29 年 6 月 2 日・「生活交通改善事業計画」について合意 ・「生活交通確保維持改善計画」について合意 平成 29 年 6 月 9 日・南魚沼市民病院駐車場工事による市民バス路線の変更について合意

平成 29 年 7 月 14 日 ・ 県道塩沢停車場八竜新田線拡幅工事による市民バス「中之島・吉里コース」の路線の変更について合意

平成 29 年 10 月 16 日 ・ 市民バスの運行見直しについて合意

- ・「生活交通確保維持改善計画」について合意
- ・「生活交通改善事業計画」について合意

平成 29 年 12 月 27 日 ・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意

平成 30 年 6 月 25 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意

- ・「生活交通改善事業計画」について合意

平成 30 年 8 月 27 日 ・ 市民バスフリー降車区間の設定について協議

平成 30 年 11 月 30 日 ・ 市民バスの時刻表変更について合意

平成 30 年 12 月 20 日 ・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意

平成 31 年 2 月 1 日 ・ 市民バスフリー降車区間の設定について合意

- ・ 市民バスのバス停の新設について合意

平成 31 年 3 月 15 日 ・ 2019 年ゴールデンウィークの市民バス臨時運行について合意

- ・ 市民バスのバス停の移設及び路線の新設について合意

令和元年 5 月 8 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意

- ・ 南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について合意

令和元年 10 月 23 日 ・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」に係る課題整理について合意

令和元年 12 月 6 日 ・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議

令和 2 年 1 月 9 日 ・ 地域公共交通確保改善事業及び地域公共交通調査事業に関する事業評価について合意

令和 2 年 1 月 14 日 ・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について協議

令和 2 年 3 月 6 日 ・ 「南魚沼市地域公共交通網形成計画」について合意

令和 2 年 4 月 24 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意

令和 2 年 7 月 9 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意

令和 2 年 10 月 22 日 ・ 市民バスの六日町駅前停留所の設置について合意

令和 2 年 10 月 22 日 ・ 市民バス「上田・泉田コース」の路線の変更について合意

令和 2 年 10 月 22 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意

令和 2 年 12 月 25 日 ・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意

令和 3 年 6 月 16 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意

令和 3 年 8 月 23 日 ・ 市民バス「上田・泉田コース」の路線の変更について合意

令和 3 年 8 月 23 日 ・ 市民バス「石打・竹俣コース」の工事による迂回について合意

令和 3 年 8 月 23 日 ・ 市民バス「五十沢・大月コース」の路線の変更について合意

令和 3 年 8 月 23 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」の変更について合意

令和 4 年 2 月 23 日 ・ 市民バス「石打・竹俣コース」の路線の変更について合意

令和 4 年 6 月 22 日 ・ 市民バス「城内コース」の路線の変更について合意

令和 4 年 6 月 22 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意

令和 4 年 12 月 23 日 ・ 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について合意

令和 5 年 6 月 23 日 ・ 「生活交通確保維持改善計画」について合意

令和 5 年 8 月 23 日 ・ 市民バス「大崎コース」、「城内コース」の路線の変更について合意

令和 6 年 2 月 27 日 ・ 市民バス「石打・竹俣コース」、「中之島・吉里コース」の路線の変更について合意

21. 利用者等の意見の反映状況

令和元年度に市民及びバス利用者を対象にアンケート調査を実施し、通院のニーズとして幹線系統との乗り継ぎの環境整備の必要性を再認識した。また、バス事業者を対象に、個別にヒアリング調査を実施した。市政ポストの提案・意見や区長要望など様々な意見を反映させるとともに、庁内関係部局とも協議したうえで、この計画を策定している。

22. 協議会メンバーの構成員

市	南魚沼市長 企画政策課
関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部
公安委員会	南魚沼警察署
公共交通事業者	東日本旅客鉄道（株）新潟支社越後湯沢駅 北越急行（株） 南越後観光バス（株） 南魚沼市タクシー安全協議会
道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県南魚沼地域振興局地域整備部 南魚沼市建設部建設課
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
学識経験者	長岡技術科学大学教授
市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表 大和地域地区センター代表 六日町地域地区センター代表 南魚沼市社会福祉協議会 南魚沼市身体障がい者協会 南魚沼地域商工会連絡協議会 女性代表
運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 新潟県南魚沼市六日町 180-1
 （所 属） 南魚沼市建設部都市計画課
 （氏 名） 大津 嘉高
 （電 話） 025 - 773 - 6662
 （e-mail） toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

市民バス利用者の目標

運行系統名	運行予定事業者名	路線延長 (km)	1日の便数 (便)	運行日数 (日)	年間利用者の目標 (人)			(参考) R4実績利用者 数
					R6年	R7年	R8年	
浦佐・五箇コース	(株)浦佐タクシー	15.2	4	245	7,680	7,680	7,680	7,604
浦佐コース		7.1	7	245				
藪神コース	やまとタクシー(株)	17.4	5	245	1,600	1,600	1,600	1,589
赤石コース	やまとタクシー(株)	16.1	4	245	1,520	1,520	1,520	1,522
大崎コース	南越後観光バス(株)	26.2	5	245	3,230	3,230	3,230	3,227
三用コース	小千谷観光バス(株)	20.3	5	245	5,420	5,420	5,420	5,366
後山・辻又コース	(株)浦佐タクシー・ やまとタクシー(株) 共同運行	16.4	6 (一部予約運 行)	245	3,380	3,380	3,380	3,351
大巻・泉コース	銀嶺タクシー(株)	29.3	4	245	1,240	1,240	1,240	1,223
城内コース(銭淵公園経由)	南越後観光バス(株)	31.5	3	245	5,980	5,980	5,980	5,982
城内コース(支援センター経由)		31.6	1	245				
城内コース(支援センター発)		2.1	1	245				
五十沢・大月コース	南越後観光バス(株)	31.4	4	245	2,780	2,780	2,780	2,779
上田・泉田コース	銀嶺タクシー(株)	24.3	4	245	2,010	2,010	2,010	1,994
石打・竹俣コース	(株)魚沼中央トランスポート	25.5	4	245	2,270	2,270	2,270	2,246
中之島・吉里コース	(株)魚沼中央トランスポート	23.1	4	245	3,280	3,280	3,280	3,245
栃窪・岩之下コース	マルカタクシー(資)	区域運行	5(予約運行)	245	190	190	190	185
合計					40,580	40,580	40,580	40,313

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
南魚沼市	南越後観光バス(株)	(1) 城内コース	南魚沼市役所	野際・若宮様	福祉センターしらゆり	往 31.5km 復 31.5km	245日	490.0回		路線定期運行	①	南越後観光バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	③
		(2) 五十沢・大月コース	清水瀬	中川新田	福祉センターしらゆり	往31.4km 復31.4km	245日	490.0回		路線定期運行	①	南越後観光バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	③
	銀嶺タクシー(株)	(3) 大巻・泉コース	泉新田・保育園バス停	庄之又	銀嶺タクシー前	往29.3km 復29.3km	245日	490.0回		路線定期運行	①	南越後観光バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	③
		(4) 上田・泉田コース	小松沢十字路	西泉田公民館	福祉センターしらゆり	往24.3km 復24.3km	245日	490.0回		路線定期運行	①	南越後観光バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	③
	(株)魚沼中央トランスポート	(5) 石打・竹俣コース	五十嵐	塩沢庁舎	南魚沼市役所	往25.5km 復25.5km	245日	490.0回		路線定期運行	①	南越後観光バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	③
		(6) 中之島・吉里コース	柄沢	塩沢庁舎	南魚沼市役所	往23.1km 復23.1km	245日	490.0回		路線定期運行	①	南越後観光バス(株)が運行する補助対象地域間幹線系統「六日町～浦佐～小出線の六日町駅前バス停」と、「六日町駅前バス停」とで接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南魚沼市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	49,002
交通不便地域	7,716

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
3,266	大和地区	山村振興
4,450	塩沢地区	山村振興

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
南魚沼市地域公共交通網形成計画	令和2年3月12日	R2

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
49,002		

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

資料No.3

令和 年 月 日

協議会名： 南魚沼市地域公共交通協議会

評価対象事業名: バリアフリー化設備等整備事業

[illegible]

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和5年9月11日

（名称）南魚沼市地域公共交通協議会

（代表者名） 会長 林 茂 男

1. 生活交通改善事業計画の名称
南魚沼市生活交通改善事業計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
南魚沼市の高齢者人口は2020年（令和2年）国勢調査において18,391人で、2025年（令和7年）のピーク時には18,768人と推計されており、その後の人口減少の更なる進展により、2045年（令和27年）には高齢化率42.3%まで達すると推計される。 また、南魚沼市の障がい者手帳所持者数は2011年度（平成23年度）以降微増で推移し2016年度（平成28年度）は3,375人となっており、総人口に占める手帳所持者の割合も年々増加して2016年度（平成28年度）は5.83%となっている。 今後、高齢化社会の進展や障がい者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
現在南魚沼市には5台の福祉タクシー車両が存在するが、市内の福祉タクシー車両を令和5年度中に6台まで増加させる。
（2）事業の効果
福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
スロープ付タクシー車両の導入（1台）：（株）浦佐タクシー
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） （株）浦佐タクシー：身体・知的・精神 各1割引
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額												
令和5年度（当該年度）												
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合							
福祉タクシー の導入	2,519 千円	600 千円	千円	千円	1,919 千円							
	100%	23.8%	%	%	76.2%							
合 計	2,519 千円	600 千円	千円	千円	1,919 千円							
	100%	23.8%	%	%	76.2%							
※総事業費については見込み額を記載。 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。												
6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スロープ付タクシ ー車両の導入	1台 交付決定日以降着手 ●————● 3月31日完了											
7. 協議会の開催状況と主な議論												
令和5年9月11日 「南魚沼市生活交通改善事業計画」について合意												
8. 利用者等の意見の反映												
協議会には、各種団体等から利用者及び住民の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。												
9. 協議会メンバーの構成員												
市	南魚沼市長 企画政策課											
関係行政機関	新潟県南魚沼地域振興局企画振興部											
公安委員会	南魚沼警察署											
公共交通事業者	東日本旅客鉄道（株）新潟支社越後湯沢駅 北越急行（株） 南越後観光バス（株） 南魚沼市タクシー安全協議会											
道路管理者	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県南魚沼地域振興局地域整備部 南魚沼市建設部建設課											

地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局
学識経験者	長岡技術科学大学教授
市民又は旅客	塩沢地域地区センター代表 大和地域地区センター代表 六日町地域地区センター代表 南魚沼市社会福祉協議会 南魚沼市身体障がい者協会 南魚沼地域商工会連絡協議会 女性代表
運転手が組織する団体	南越後観光バス労働組合

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県南魚沼市六日町 180-1
(所 属) 南魚沼市建設部都市計画課
(氏 名) 大津 嘉高
(電 話) 025 - 773 - 6662
(e-mail) toshikei@city.minamiuonuma.lg.jp

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

資料No.4

令和6年12月 日

協議会名:南魚沼市地域公共交通協議会

評価対象事業名:地域公共交通調査事業(計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は 地域公共交通計画等の 計画策定等に向けた方針
【事業内容】 ・公共交通の利用実態調査 ・市民や利用者のニーズ把握 ・計画のとりまとめ ・協議会開催 【結果概要】 ・上位計画、基礎的データの整理などにより、公共交通の現況を整理した。 ・市民アンケート、利用者アンケートにより目的地のニーズ、現状の課題等について把握した。 ・地域に適した公共交通の再編について検討し、協議会に諮るための計画骨子案を作成した。 ・今後の協議会の検討を経て、地域公共交通計画として最終的に取りまとめる。	B 概ね計画通りに事業が実施されているが、市民や利用者のニーズ把握に時間を要したため進捗が遅れている。	関連計画の内容を踏まえ地域ごとの公共交通ネットワーク再編の方向性を位置付けた再編方針を決定する。 運行事業者と市が一体となって路線の維持・確保を図るとともに運転手確保に向けた支援制度を創設する。地域住民が日常的に公共交通サービスを利用する環境の醸成に向けて、バスの乗り方教室の開催や情報発信の強化を図る。

地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本市は新潟県の南部に位置し、人口 53,182 人(令和 6 年 2 月末現在)、総面積 584.55 km²で、東の山岳地帯と西の丘陵地に挟まれた南北に長い平野部に市街地や集落が分布しているほか、東の山々の谷となっている部分に集落が分布している。平野部を通り、太平洋側と日本海側を結ぶ交通が集中している。国内有数の豪雪地帯。

平成 16 年に六日町と大和町が合併して南魚沼市が誕生、平成 17 年に塩沢町を編入。本市の 65 歳以上の老年人口割合は 33.9%(令和 2 年国調)に達しており、県平均(32.8%)と比較しても高齢化が進行している地域といえる。

本市の公共交通機関は、平野部を走る J R 上越線と国道 17 号上の路線バスが市の南北の移動、市外への移動を担っており、上越新幹線が首都圏や県庁所在地である新潟市への広域的な移動を担っている。東の山々の谷筋には路線バスが走り、主要な J R 駅に接続している。鉄道と路線バスでカバーできない範囲を市民バスが走っている。

路線バスが市内で 11 路線、市民バスが 13 路線で運行しているが、近年の急速な少子高齢化や人口減少、自家用車の普及、新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用者の減少が続いており、路線維持確保のために当市が負担する年間経費は、1 億 4500 万円(路線バス補助約 6700 万円、市民バス経費約 7800 万円)に及んでおり、財政負担の軽減を図る意味からも、全市における総合的かつ効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

公共交通の課題・問題点としては、今後 10 年間で約 2 割、20 年間で約 3 割の人口減少が想定されており、年齢別では年少人口の減少が著しく、高校生数による路線バスの通学利用の減少が想定されることから、需要規模の縮小に対応した交通体系の再構築が必要となっている。また、更なる高齢化の進展により高齢者の移動手段としての公共交通の重要性が更に増すことから、よりきめ細かで利用しやすい交通サービスの提供が必要となっている。さらに、鉄道・路線バス・市民バス・スクールバス等の重複解消に向け、役割分担・連携・統合や、地域医療再編への対応、観光拠点への二次交通の対応が必要となっている。加えて、令和 6 年 3 月に公表予定の立地適正化計画の方針に基づく公共交通ネットワークの再編成が必要となる。効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

●目指す交通計画

以下の項目を構築することを目的として、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、地域の公共交通網計画を策定する。

- ・ 需要規模の縮小に対応した交通体系の再構築
- ・ 更なる高齢化の進展に対応するためのよりきめ細かで利用しやすい交通サービスの提供（一部の地域で開始したデマンド交通を他地域に展開するなど）
- ・ 鉄道・路線バス・市民バス・スクールバス等の重複解消
- ・ 地域医療再編への対応や、観光拠点への二次交通の対応
- ・ 令和6年3月に公表予定の立地適正化計画の方針に基づく公共交通ネットワークの再編成

●策定調査の必要性

前述のような計画を策定するためには、現計画で取り組んできた実施事業の成果などを整理しつつ、公共交通の利用実績等による各種データに基づいて定量的に分析を行う必要がある。さらに、市民の外出行動や公共交通の利用実態、運行内容やシステムの評価・改善要望を把握するために、アンケート調査、ヒアリング調査といった定性的調査も行う必要がある。

調査事業の実施に当たっては、地域公共交通協議会はもとより、民間コンサルタント特有の専門的知識を活用し、より有効な調査を行う予定である。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
・公共交通の利用実態調査	地区別の人口、人口密度、生活関連施設、観光施設等の分布状況、地区別の移動実態、地区別のアクセス性、バス停圏別の交通弱者の状況を整理する。モード別（路線バス、市民バス、タクシー、スクールバスなど）の運行状況、利用状況、これまでの取組み状況を整理し、それらをもとに評価を行う。
・市民や利用者のニーズ把握	日常生活の移動実態や公共交通の利用状況を把握するため、アンケートを行う。各地区の住民の移動実態や日常の外出で困ること、公共交通に対する改善要望などの潜在ニーズ（生の声）を掘り下げて聞き取る。
・計画のとりまとめ（委託）	上記の結果を踏まえ、運営面、サービス面、運行システム面等の公共交通を取り巻く課題を整理し地域公共交通計画を策定する。
・協議会開催	南魚沼市地域公共交計画の内容等を協議するための協議会を開催する。

4. スケジュール				
実施項目	4 月	9 月	12 月	3 月
・公共交通の利用実態調査				
・市民や利用者のニーズ把握				
・計画のとりまとめ（委託）				
・協議会開催				